

平成20年4月21日

少子化対策特別部会 部会長
大日向 雅美 様

委員：山縣 文治

第7回部会については、所用により欠席させていただきます。この部会では、これまでの議論の内容が整理されると聞いておりますが、これまでの部会で発言をし残していたことが1点あり、以下の内容を書面で提出させていただきます。

一 記 一

周知のように、『子どもと家族を応援する日本』重点戦略会議の議題の一つに、「社会的養護の今後のあり方」が含まれていました。そこでは、社会的養護サービスの質的、量的拡充の方向が検討され、小規模化、地域化、サービス基準のあり方、新たな権利保障システムなどが検討されています。同時に、社会保障審議会児童部会では、「社会的養護専門委員会」を設置し、同様の検討や提案が行われました。これらの結果の一部は、現在、国会で審議中の児童福祉法改正にも反映されているところです。

本部会は、これらの背景のもとに議論を進めておられると認識していますし、事務局からの資料の一部にはこれが含まれています。しかしながら、これまでの議論において、私自身、直接この話題について議論することができませんでした。

委員諸氏におかれましては、当然のことながら、このことを踏まえて発言されていたものと推察いたしますが、このことについて直接発言する必要性を感じつつ、その機会を逸してしまいました。そのための特別な機会を求めるものではありませんが、蛇足ながらも、社会的養護サービスの充実もこの部会の検討範囲であることをあえて記録としてとどめていただきたいと思います。社会的養護サービスは、子どもの人権の最も基本的な部分であり、是非ともご配慮をお願いします。

具体的な意見内容につきましては、「社会的養護専門委員会」に参加させていただいていたこともあり、その内容を逸脱するものではありません。以下、同報告書の視点を目次を要約することで紹介しておきます。

1. 子どもの状態に応じた支援体制の見直し
 - 1) 家庭的養護の拡充（里親制度の拡充 小規模グループ形態の住居による新たな養育制度の創設施設におけるケア単位の小規模化等家庭的養護の推進）
 - 2) 施設機能の見直し
2. 社会的養護に関する関係機関等の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの確立
 - 1) 児童相談所のアセスメント機能等の強化
 - 2) 家庭支援機能の強化
3. 自立援助ホームの見直し等自立支援策の拡充
4. 人材確保のための仕組みの拡充
 - 1) 施設長・施設職員の要件の明確化
 - 2) 基幹的職員（スーパーバイザー）の配置、養成のあり方
 - 3) 国及び都道府県の研修体制の拡充
5. 措置された子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保のための方策
 - 1) 措置された子どもの権利擁護を図るための体制整備
 - 2) 監査体制の強化等ケアの質の向上のための取組の拡充
 - 3) 施設内虐待等に対する対応
6. 社会的養護体制の計画的な整備